

越前市次世代育成推進事業評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 越前市次世代育成支援対策推進行動計画(以下「行動計画」という。)に基づき、事業が効果的及び適切に実施されたかを評価するため、越前市次世代育成推進事業評価委員会(以下「」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、行動計画に関する事業を点検及び評価し、市長に報告することとする。

(構成)

第3条 評価委員会は、6名以内の委員で構成する。

2 委員は、学識経験者及び次世代育成推進事業に精通した有識者の内から市長が委嘱する。

(運営)

第4条 評価委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議の議長となり、副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議の開催)

第5条 会議は、市長が必要に応じ招集する。

(任期)

第6条 委員の任期は委員に委嘱された日の属する年度の末日までとする。ただし、再任することを妨げない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、福祉保健部児童福祉課内に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会に必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 17 年度の委員の任期は、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。